

# 「自治体システム等標準化検討会」

## 第14回議事概要

日 時：令和4年7月6日（水）16時～18時

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（座 長）  
庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授  
（分科会長）  
後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長  
（構成員）  
西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長  
木野内 誠 筑西市企画部情報政策課課長補佐  
岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課課長  
千葉 大右 船橋市 デジタル行政推進課 課長補佐  
摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長  
伊藤 翼 日野市企画部情報政策課主事（代理出席）  
森 圭子 藤沢市 市民自治部市民窓口センター長補佐  
大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐  
安達 洋平 出雲崎町町民課町民係長（代理出席）  
片桐 康則 飯田市 市民協働環境部市民課課長補佐  
鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部参事兼情報政策室長  
津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐  
能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合 事務局副主幹  
藤井 敏久 京都府町村会 理事兼企画振興課長（欠席）  
西川 亨 全国知事会調査第一部長  
百武 和宏 全国市長会行政部長  
小出 太朗 全国町村会行政部長  
樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長  
石塚 雅啓 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター研究開発部長（代理出席）  
吉田 稔 地方公共団体情報システム機構 被災者支援システム全国サポートセンター長  
吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長  
前田 みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー  
三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

吉川 浩民	総務省自治行政局長
三橋 一彦	総務省自治行政局審議官
田中 聖也	総務省自治行政局行政課長
中西 則文	総務省自治行政局行政課行政企画官
長谷川 孝	総務省自治行政局住民制度課長
寺田 雅一	総務省大臣大臣官房官房付
臼井 智彦	総務省自治行政局住民制度課理事官
影山 直志	総務省自治行政局住民制度課課長補佐
奥田 隆則	総務省自治行政局デジタル基盤推進室長
羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官
植田 昌也	総務省自治行政局市町村課長
細美 和彦	総務省自治行政局地域情報化企画室課長補佐（代理出席）
佐々木 信行	総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐（代理出席）
小川久 仁子	総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当） （準構成員）
日名子大輔	株式会社 RKKCS 企画開発本部企画部長
永尾 英則	Gcom ホールディングス株式会社第 1 製品開発部住記 2 課長（代理出席）
新谷 則之	株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス設計部 住民情報・福祉情報システムグループ課長
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション 1 部主幹
藤野 正則	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門プロフェッショナル
青木 弘明	株式会社日立システムズ 公共・社会事業グループ公共情報サービス第一事業部第一開発本部主任技師
大村 周久	富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第一ソリューション部長

#### 【議事】

1. 引越し OSS、共通機能標準仕様書及び標準仕様書間の横並び調整方針の概要
2. 引越し OSS、共通機能標準仕様書及び標準仕様書間の横並び調整方針に伴う各仕様書の修正点について

#### 【概要】

1. 状況報告・意見交換  
デジタル庁及び事務局より説明を実施

(1)引越し OSS、共通機能標準仕様書及び標準仕様書間の横並び調整方針の概要

■アーキテクチャ

○仕様書間の横並び調整については各業務システム仕様の整合性をとろうとしていることを理解した。一方で、標準仕様書に従うことや、クラウド環境で利用することが法律では努力義務であること、そしてガバメントクラウドの利用を補助金対象とし、利用促進を図っている。そのため、少なくともデジタル庁で検討を進めているガバメントクラウドと、ガバメントクラウドを利用するためのネットワークとの整合性をとってもらいたい。資料1P.13,14 より、現在想定されている内容としては、CS 端末は住基ネットとつながるための専用線を使用し、端末はローカル、申請管理システムはガバメントクラウド、住民記録システムもガバメントクラウド、マイナポータルはプライベートクラウド、中間サーバもプライベートクラウド等に設置されると認識している。これらのハードウェアがどこに存在しているのか、そしてそれぞれをつなぐための回線をどうするのかを念頭に置いて検討しなければ、申請管理システムを介するためにわざわざマイナポータルのプライベートクラウドからローカルにダウンロードして再度ガバメントクラウドにアップロードするというような非効率なシステムの全体像及び情報の流れになってしまうと懸念している。

→まさに先行事業として試行している。その結果を踏まえて、どのような情報の流れにすべきか、どのようなアーキテクチャにするのか等を検討していく想定である。各システムが利用するネットワークが異なることも踏まえて、検討結果を今後提示する。(デジタル庁)

■転入予約

○資料1P.5下段にて、転入予約のメリットとして窓口に並ぶ必要がなくなる旨が記載されている。転入予約情報には来庁予定日は含まれていても来庁時間は含まれておらず、窓口の受付処理範囲を考慮したものでもないため、窓口に並ぶこと自体は従前のおりと考えているがいかがか。

→ご指摘のとおり「窓口に並ばない」というわけではないが、引越しする者に対する期待値を自治体職員がコントロールできることが重要だと考える。資料に記載している効果の表現については改めて修正する。(デジタル庁)

○資料1の P.5下段にて「転出証明書の提出・確認」「聞き取り」の部分にて、従前と比べ、引越し OSS は「簡素化」と記載されているが、どのような意味で「簡素化」できるのかが疑問である。転入届について聞き取りをして情報を適宜修正することは従来と違いがないのではないかと考える。今後意見照会をされる際は、従前とどのように違うのかをより丁寧に説明する必要があるのではないかと考える。

→ご指摘のとおり「簡素化」というよりは「正確化・効率化」が適切かと考えている。マイナポータルから転入予約する際に、転入予定者に対してどのような関連手続きがあるのかをあらかじめ自治体職員が把握のうえで、来庁者に聞き取りすることを

想定している。そのため、より正確に、効率的に聞き取りが可能になるという文脈になるよう、表現を改めて修正する。

- 転入の事前準備として住民又は職員の負荷軽減となるような工夫を従前から実施している団体も存在する。今回業務が標準化されることによって、先進的な取り組みを行っている自治体においてこれまで軽減されてきた業務負担がかえって増えることにならないよう、ご検討いただきたい。
- 標準化をするにあたって、業務負担が増えてしまう懸念は承知している。一方で、標準化の目的「住民利便性向上」等は日本全体的に実行するものであるため、バランスをとりながら実施するように進めていく。(デジタル庁)
- 承知した。

## ■住所

- 資料2の P.6について、デジタル庁が規定する「日本町字マスターデータセット」を利用することが記載されている。番地号については現状日常的に修正されているのだが、これらは誰がデータのとりまとめを行うのかをしっかりと議論・検討する必要がある。時間差なく「日本町字マスターデータセット」に職員の日常的な修正が反映されることを保証しなければ、全国的に引越し OSS を実行した後、住民がオンラインで転出届手続きをする際に混乱を与えかねない。
- 実験的にアドレス・ベース・レジストリをデジタル庁で整理しており、来年実用化するように進めている。基本的には情報変更がある度に自治体職員のみなさまに登録いただく、更新をかけていただくような仕組みにしておきご懸念点は少ないと想定している。今年度、試験導入を実施する想定。(デジタル庁)
- 全団体の協力が必須であるため、丁寧な協力要請が必要である。現場が協力しやすいような仕組みづくりも検討してほしい。
- 転入地側にとって、番地号の範囲を限定しなければ転入予定者から提示された届出情報が正確かどうかわからないのではないかと。加えて、住所が記載されていても、居住地として不適切な場所(公園等)に登録申請がされた場合は住民登録されないような制御が必要ではないかと。
- 自治体のみなさま含め関係者のみなさまにご教示いただきながら、改善していきたい。(デジタル庁)
- 集合住宅等の名称については各自治体で表記を統一しているはずである。集合住宅等の名称についても「日本町字マスターデータセット」で保持することで、転出届をオンラインで申請する際に住民にとって迷わせないようにする必要があるのではないかと。本件もご検討いただきたい。
- 参考資料1の「1.3.3 住所辞書管理」について、住所コードが削除されているが、住所コードの重要性を再認識して復活するよう再検討いただきたい。基礎自治体の業務において、住所コードは重要な項目である。
- アドレス・ベース・レジストリの表現にあわせるため、仕様書においても住所コードを

削除していただいた。再度アドレス・ベース・レジストリの作成担当者と会話をし、検討していきたい。(デジタル庁)

- 参考資料4のP.7項番 28 にて、アドレス・ベース・レジストリが言及されているが、意見と回答の整合性がとれていないと感じた。加えて、アドレス・ベース・レジストリの中身を見ると、自治体によって様々な事例(地番共存、地番のみ、固定資産税の地番連携等)があることを把握しているのか、また把握したうえでアドレス・ベース・レジストリの活用ができるのか、をデジタル庁は知識を有していないように感じた。APPLIC が確立している地名辞典の作成方法等を含めて専門家の意見を聞く必要があるのではないか。また、J-LIS から提供している全国町・字ファイルに基づいて続くコードが「住所コード」である。その「住民コード」とセットにしてアドレス・ベース・レジストリを整備し、全国に展開いただきたい。「日本町字マスターデータセット」については日常的な修正を自治体職員が更新することに言及されたが、現在自治体を実施している町名コード等の決定・公開作業を行い、さらにデジタル庁が規定するように「日本町字マスターデータセット」に日常的な修正を自治体職員が更新していくことは自治体職員にとって大変負担が大きいのではないかと考えている。
- アドレス・ベース・レジストリは来年の実用化に向けてデジタル庁にて検討中のものである。7月末から全国の自治体に対して説明会やご協力要請、意見交換の機会を設ける予定である。みなさんからアドバイスをもらい、業務の手間を減らすための工夫・改善していきたいと考えている。(デジタル庁)
- 自治体職員はあまり住所コード等の仕組みに対して精通していないのが現状であるため、自治体職員に意見を求めるというよりは、APPLIC 等の専門家に確実にご意見いただくほうがよい。
- 現場の業務量が増えるかどうかは重要な検討事項である。現場の負荷は増えてしまっても DX を推進する目的を果たせない。現場関係者のご意見を伺いながら進めていただきたい。

#### ■ 共通機能

- 資料2P.14 項番 12 の「大量印刷に関すること」について、「大量印刷」となる具体的な目安や定義を設けているのか。また、総務省側で印刷全部が本記述に従う必要があることから住民記録システムの標準仕様書はこの方針に合わせられない旨の説明があったが、ガバメントクラウド上の住民記録システムから庁内プリンターに直接データを送信することをデジタル庁が想定していない理由もあわせて伺いたい。
- 大量印刷の定義は明確に決めていないが、事務作業として、近隣の印刷センター等にまとめて帳票を出力することを大量印刷として考えていた。(デジタル庁)
- 自治体として帳票の出力を委託する際に大量印刷になると理解した。随時出力することは大量印刷に含まれておらず仕様書上にも補記する必要があり、直接庁内プリンターに印刷命令を出すことについてはガバメントクラウドでも妨げているわけ

ではないことという理解でよいか。

→認識齟齬なし。(デジタル庁)

○資料2P.2について、当市では業務に密接に関連する関係で機能  $\alpha$  と機能  $\beta$  が同一ベンダにより実装されている。機能  $\alpha$  と機能  $\beta$  は密結合されており、仮に機能  $\beta$  が共通機能として提供される場合に二重投資になることを懸念している。機能  $\alpha$  と機能  $\beta$  を引き離すのであれば明確に示す必要がある上に、共通機能である以上は国側で統一する等必要な業務にあわせた調達が可能である。

→レベル2の機能  $\beta$  は完全に切り離されており API 連携するように標準仕様で定めている。(デジタル庁)

→API 連携を実施することは理解したが、既に密結合している機能を切り離すことができるのか、できない場合は二重投資になることを懸念している。また、各社が対応できるのかを懸念している。

○資料2の共通機能レベル2について、優れた共通機能を提供している企業が存在した場合、どのように対応する想定か。優れている機能は採用されないのか。

→本共通機能の作り方はホワイトリスト方式ではなく、必要最小限の機能のみを共通機能の仕様書に定義している。共通機能  $\beta$  については最低限の機能は両社もっているが、詳細については違い・創意工夫してもらうように記載している。すぐれているのであれば問題ない。(デジタル庁)

→共通機能がホワイトリスト方式ではないことは望ましいが、業務側はホワイトリスト方式であるため、共通基盤と自由自在に連携できるわけではない。業務を含めたアーキテクチャとして慎重に整理いただきたい。

## ■文字

○システムの標準化をするにあたって、「文字の統一」が最重要の課題と認識しているが、文字要件についてこれまでも触れられていないため、説明してほしい。

→文字については、共通機能のデータ要件・連携要件にて文字を定義している。ぜひ今回の共通機能の同じ位置づけとして、文字情報基盤を用いて文字を定義しようと検討している。再度ご意見賜りたい。(デジタル庁)

## ■その他

○ガバメントクラウド上の大規模災害について、最善最適な手法を確立するように徹底的に検討してほしい。インフラ、システム、実運用の自治体の3つの機能不全があるが、これらをどのように検討しているのか。

→危機管理については、デジタル庁で非機能要件の1つとして検討している。デジタル庁の別チーム(クラウドチーム)と密接に連携して決めていく想定である。ご意見承りたい。(デジタル庁)

○資料1の P.6の全体像について、マイナポータルを使って申請をする際に必要な署名用電子証明書には有効期限があると認識している。申請した際は署名用電子証

明書の有効期限が切れていないが、来庁される際は署名用電子証明書の有効期限が切れている場合はどのような事務になるのか。

- 窓口では電子証明を行うわけではないため、転入を受け付ける際にマイナンバーカードが有効であれば問題ない。署名用電子証明書の有効期限とマイナンバーの有効期限で対応できる範囲が異なる。(デジタル庁)
- マイナンバーカードの有効期限が切れるタイミングに転入届の申請をしようとした場合については、特例転入を受け付けることは可能か。
- 従来の特例転入でも類似のケースを想定している。運用上の注意事項として、転出時点でマイナンバーカードが有効期限内であれば転出届は受理することはでき、転入時点でマイナンバーカードが有効期限切れであっても転入処理を実施して問題ない。ただし、当該転入処理後にマイナンバーカードの廃止処理を行っていただく必要がある。

(2) 引越し OSS、共通機能標準仕様書及び標準仕様書間の横並び調整方針に伴う各仕様書の修正点について

- 資料3の P.2等の全体フローについて、複数の経路から流入される4情報をどのようなかたちで突合するのかを懸念している。転入予定者が転入予定地ではない別の団体に転入してしまった場合も考えられるため、1つの提案としては地方公共団体情報システム機能の利用者証明用電子証明書のシリアル番号のような一意性があり、変更されない情報を選択肢として検討してもいいのではないか。
- P.2の転出転入については、申請紐付符号を突合するためのキーとして利用する想定である。同頁【ポイント④】に記載しているとおり、各業務システムに対して転出証明書情報と申請紐付符号を提供し、各業務システムにて申請紐付符号と転入予約情報を利用して突合してもらう想定である。ご提案いただいた利用者証明用電子証明書のシリアル番号利用については、署名用電子証明書のシリアル番号の役割を超えている可能性もあり、難しいと考える。いずれにせよ、今回の引越し OSS 機能については申請紐付符号で情報突合を可能にするという制度設計である。なお、転居予約については申請紐付符号が存在しないため、住民記録システム内の情報(氏名、性別、生年月日及び現住所)と突合し一致しない場合はアラートを出す想定である。
- 承知した。
- 住民予定情報について、当該住民の転入届に関する事務処理が終われば不要になる情報と認識している。当該データを長年保管するのかを確認させてほしい。個人情報の大原則として、不要になった個人情報は保持しないと認識している。
- ご指摘のとおり、転入が完了すれば住民予定情報を削除することになっている。なお、転入予定としていたが転入しない者についても一定期間経過後削除することとしており、個人情報に配慮していく。
- 資料3の P.3の住民予定情報について、住民予定者の転入予約情報を各業務シ

システムに送信する必要があるのかが疑問である。各業務システムが住民記録システム又は申請管理システムの情報を参照・閲覧する仕組みでもよいかと思っただが、いかがか。

→転入予約情報には国民健康保険や介護認定等の情報が含まれるため、住民基本台帳事務の観点では全情報を住民記録システムに取り込むことは難しい。住民記録システムにおいては住民基本台帳事務に必要な情報を受領する一方で、各業務システムにおいてはどのような情報を必要とするのかをそれぞれ精査・連携する仕様になっている。また、申請管理システムの性質上、参照されるためのデータベースを管理することは難しいと聞いている。

→承知した。

○資料2P.14 項番 12 に記載されている「大量印刷に関すること」の部分は大量印刷に特化した機能を示しており、「また、標準準拠システムが(後略)」以降の記載内容についても大量印刷に絞って横並び調整を示しているという認識で良いか。(事務局)

→問題ない。(デジタル庁)

○資料2P.15 項番 13 に記載されている「バッチ処理」の内容について、標準オプション機能と記載されているが、住民記録システムとしては実装必須機能であると資料3にて説明した。問題ないか確認させていただきたい。(事務局)

→デジタル庁としては原則横並び調整方針に従うよう依頼しているが、最終的には標準仕様書に含めるかどうか等を各制度課が判断する認識である。(デジタル庁)

○資料2P.15 項番 15 に記載されている「文字要件に関すること」の内容について、前回検討会の際に文字の経過措置を残すのかについてこれまで検討してきたが、今回のデジタル庁横並び調整方針に基づいて削除する方針である。(事務局)

→法務省等と協議を重ねて適切な方向性を決定していく。(デジタル庁)

## 2. 閉会

本討議の内容については第2弾全国照会を追加実施する。第1弾の全国照会とあわせて、全国照会結果について8月に開催する検討会にて決定していく。

以上